

地方分権改革の実態調査結果（概要版）

内閣府地方分権改革推進室

○ 地方分権改革の実態調査の実施概要

平成25年9月から10月にかけて地方公共団体に対して、以下の6項目の書面調査を実施

調査1 地方分権改革の成果に関する調査

調査2 地方分権改革の課題に関する調査

調査3 義務付け・枠付けの見直しに関する調査

調査4 都道府県から基礎自治体への権限移譲に関する調査

調査5 条例による事務処理特例制度の活用状況等に関する調査

調査6 地方分権改革のための組織・人員体制に関する調査

※調査対象団体

調査1及び調査2 全都道府県(47団体)
全市町村、全特別区(1,742団体)

調査3～調査6 全都道府県(47団体)
以下の市町村(146団体)
・全指定都市(20)
・県庁所在の市(指定都市を除く)及び新宿区(32)
都道府県が抽出した5～10万人規模の市(47)及び1～2万人規模の町村(47)

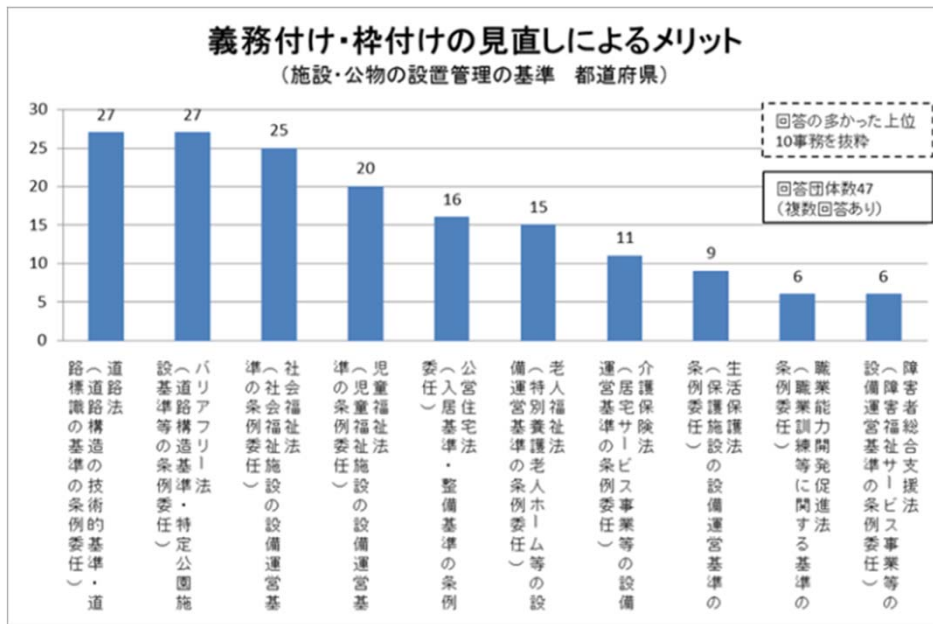
○ 本資料は、地方分権改革の実態調査結果※のうち、以下の項目を抽出して取りまとめた。

- ・義務付け・枠付けの見直しによるメリット・課題(調査3より)
- ・都道府県から基礎自治体への権限移譲によるメリット・課題(調査4より)
- ・条例による事務処理特例制度の活用状況、活用によるメリット・課題(調査5より)
- ・地方分権改革の課題(調査2より)

※内閣府ホームページ(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/soukatsutotenbou/soukatsutotenbou-index.html#chousa>) 参照

義務付け・枠付けの見直しによるメリット・課題 (施設・公物の設置管理の基準)

都道府県



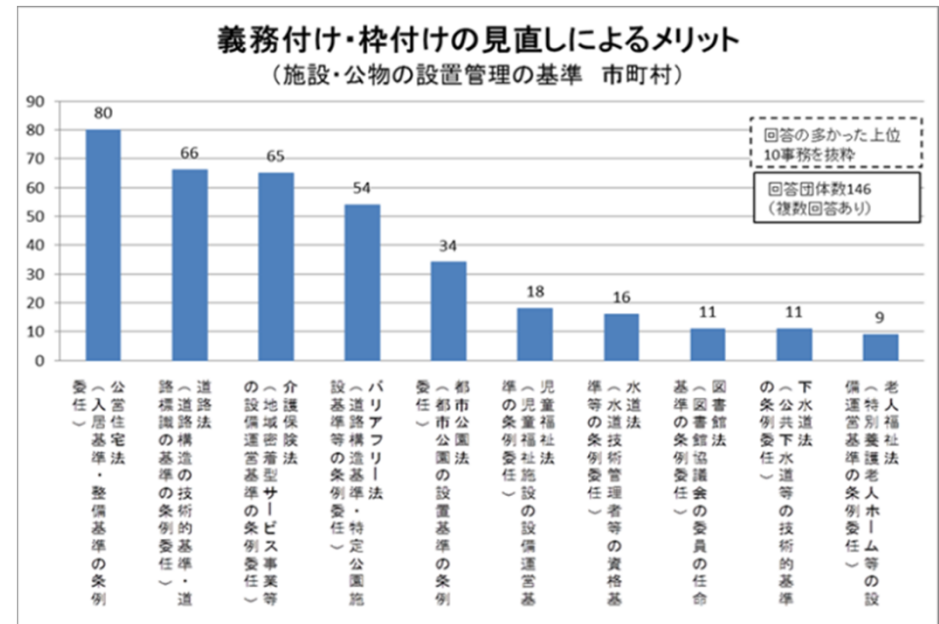
○ メリット(例)

・道路構造、社会福祉施設、公営住宅等において、地域の実情に応じた独自基準を策定することで、利用者の利便性の向上や住民サービスの向上を図ることができた。

○ 課題(例)

・社会福祉施設関係において従うべき基準が設定されている場合、地域の実情に則した基準を設定しにくい。

市町村



○ メリット(例)

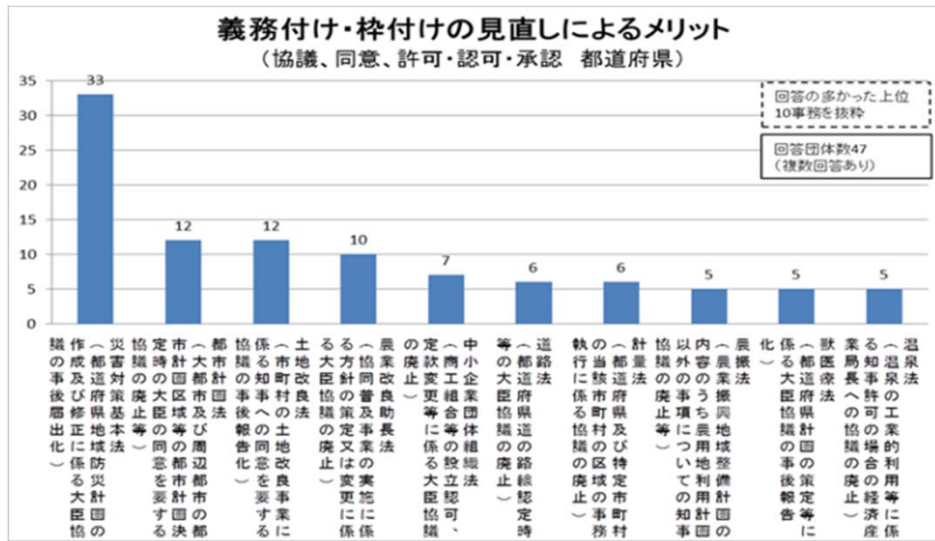
・公営住宅、道路構造、都市公園等において独自基準を策定することで、住民サービスの向上を図るとともに、基準に対する職員の意識の向上を図ることができた。

○ 課題(例)

・地域密着型サービス事業の設備運営基準について、近隣市町村と基準が異なる場合、広域的に事業を行う法人において混乱が懸念される。

義務付け・枠付けの見直しによるメリット・課題 (協議、同意、許可・認可・承認)

都道府県



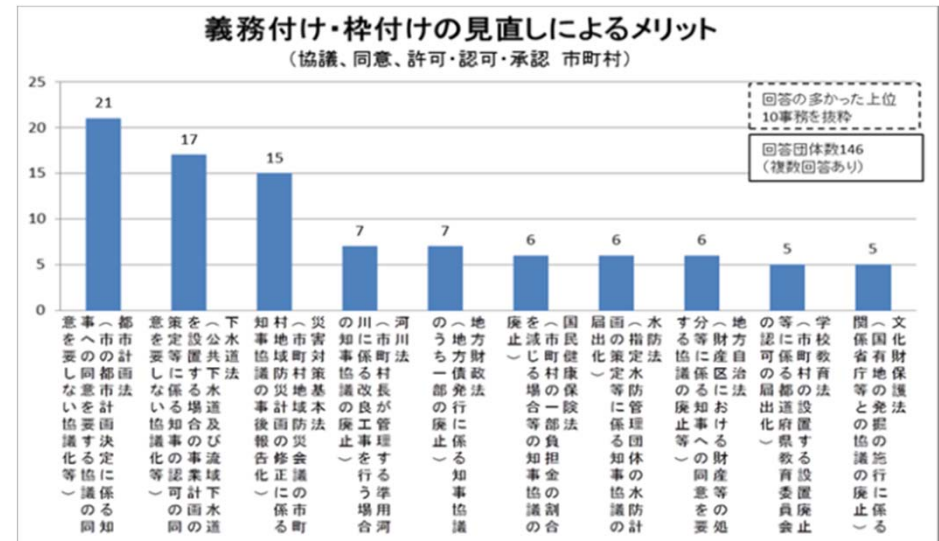
○ メリット(例)

- ・都道府県地域防災計画の作成及び修正に係る大臣協議が事後届出化され、概ね1ヶ月ほど手続きに係る期間が短縮された。
- ・大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画を決定する際の大臣の同意を要する協議が不要とされたことで、手続き期間が短縮された。

○ 課題(例)

- ・土地利用基本計画について大臣の同意を要する協議が同意を要しない協議となったが、協議は残るため事務手続きの軽減につながっていない。

市町村



○ メリット(例)

- ・市の都市計画決定に係る知事への同意を要する協議が同意を要しない協議になったことで、都市計画決定の告示までの期間が短縮された。
- ・公共下水道等を設置する場合の事業計画の策定又は変更について、知事認可が同意を要しない協議とされたことで、協議に要する期間が短縮された。

○ 課題(例)

- ・一方で、都市計画決定や公共下水道事業計画の策定において、事務の軽減につながっていないとの意見もある。